

# 特別入試 FAQ

## (帰国生徒特別入試・私費外国人留学生特別入試)

▼目次をクリックすると回答にジャンプします。

### 【目次】

#### 1. 資料の取り寄せについて

- 1-1. 過去問題を取り寄せることはできますか。
- 1-2. 選抜要項、募集要項は海外にいても取り寄せられますか。
- 1-3. 英語版の選抜要項、募集要項を取り寄せたいのですが。

#### 2. 日本留学試験（EJU）について

- 2-1. 日本留学試験（EJU）の基準点はありますか。

#### 3. TOEFL について

- 3-1. TOEFL の基準点はありますか。
- 3-2. TOEFL のスコアは、ETS からの直送のみで良いですか。

#### 4. 資格試験について

- 4-1. IELTS、TOEIC 等の語学検定等の資格試験の証明書を提出すると、有利になりますか。
- 4-2. 資格試験の合格証明書と成績証明書が分かれておらず、一枚にまとまっています。合格証明書と成績証明書は別々に必要なのですか。

#### 5. 出願資格について

- 5-1. 12 年の学校教育課程のうち、一部を日本で過ごしました。出願できますか。
- 5-2. 高校を卒業するのは 6 月ですが、4 月 1 日から大阪大学に通うことが可能です。出願できますか。
- 5-3. 現在、家族滞在ビザを取得して日本に滞在しています。留学ビザを取得していなくても出願できますか。
- 5-4. 日本国の特別永住者は、「日本国の永住許可を得ている者」に含まれますか。
- 5-5. 高等学校までの教育課程が 13 年ある国で、12 年目までを修了しました。出願できますか。

#### 6. 飛び級について

- 6-1. 飛び級をした場合、提出すべき書類はありますか。

## 7. 二重国籍について

7-1. 二重国籍で、日本の国籍を持っていますが、私費外国人留学生特別入試に出願できますか。

7-2. 二重国籍ですが、現在日本国籍から離脱する申請手続きを行っています。申請手続き中であることが証明できれば、私費外国人留学生特別入試に出願できますか。

## 8. 出願書類について

8-1. 卒業証明書・成績証明書・在学（在籍）期間証明書に関すること（※在学（在籍）期間証明書は帰国生徒特別入試のみ該当）

8-2. 高校までの教育課程が12年以上の国の出身者の必要書類に関すること

8-3. 大学の証明書類に関すること

8-4. その他

## 9. 原本証明について

9-1. 証明書類が一通しかありません。どうすれば良いですか。

9-2. 原本証明はどこで受けることができますか。

9-3. GCE の証明書など、高校が発行した書類以外を高校で原本証明しても良いですか。

9-4. 書類が原本であると認める基準は何ですか。

9-5. 書類が原本証明されていると認める基準は何ですか。

9-6. 書類が複数枚あります。ステープラーやのりで留めたり、製本したりしていれば、学校長印等がすべての紙に押されていないでも良いですか。

## 10. 翻訳について

10-1. 証明書が英語以外の外国語で作成されています。どうすれば良いですか。

10-2. 書類が翻訳証明されていると認める基準は何ですか。

10-3. 翻訳後の書類が複数枚あります。ステープラーやのりで留めたり、製本したりしていれば、学校長印等がすべての紙に押されていないでも良いですか。

10-4. 日本語・英語以外の文書を翻訳し、原本と相違ないことを示す印鑑の中の文字が日本語・英語以外である場合、それもまた翻訳が必要ですか。

## 11. 入試や授業の言語について

11-1. 英語の入試や授業はありますか。

## 1. 資料の取り寄せについて

### 1-1. 過去問題を取り寄せることはできますか。

A. 過去問題を郵送することはできません。学部によっては、学部窓口で閲覧できます。詳しくは以下の URL を参照してください。

帰国： <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/returnee>

私費： <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/expense>

### 1-2. 選抜要項、募集要項は海外にいても取り寄せられますか。

A. 選抜要項は取り寄せられます。下記 URL を参照してください。

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/material/examination\\_guidebook.html](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/material/examination_guidebook.html)

募集要項は Web 上のみで公開しており、郵送は行っておりません。下記 URL からダウンロードしてご使用ください。

帰国： <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/returnee/index2.html>

私費： <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/expense/index2.html>

### 1-3. 英語版の選抜要項、募集要項を取り寄せたいのですが。

A. 英語版の選抜要項、募集要項はありません。

## 2. 日本留学試験（EJU）について

### 2-1. 日本留学試験（EJU）の基準点はありますか。

A. 私費外国人留学生特別入試では、学部によっては、大阪大学に出願する条件としての基準点があります。大阪大学に合格する条件としての基準点はありません。詳しくは、募集要項を参考にしてください。なお、帰国生徒特別入試では EJU は利用しません。

## 3. TOEFL について

### 3-1. TOEFL の基準点はありますか。

A. 学部によっては、大阪大学に出願する条件としての基準点があります。大阪大学に合格する条件としての基準点はありません。詳しくは、募集要項を参考にしてください。なお、「MyBest Scores」は利用できません。

### 3-2. TOEFL のスコアは、ETS からの直送のみで良いですか。

A. 【ETS からの直送】と【ダウンロード版の Test Taker Score Report を印刷したものの郵送】の両方が必要です。また、「ETS から直送するスコア」と「ダウンロード版の Test Taker Score Report を印刷したもの」は同じ受験回のものである必要があります。詳しくは募集要項を確認してください。

## 4. 資格試験について

4-1. IELTS、TOEIC 等の語学検定等の資格試験の証明書を提出すると、有利になりますか。

A. 有利にはなりません。募集要項記載の出願書類以外のものを提出してはいけません。

4-2. 資格試験の合格証明書と成績証明書が分かれておらず、一枚にまとまっています。合格証明書と成績証明書は別々に必要なのですか。

A. 原則、合格証明書と成績証明書は別々の様式で提出してください。どうしても別々の様式で提出できない場合は、出願前に入試課にメールで問い合わせてください。その際、証明書の画像データを添付してください。

入試課メールアドレス：admission@office.osaka-u.ac.jp

## 5. 出願資格について

5-1. 12年の学校教育課程のうち、一部を日本で過ごしました。出願できますか。

A. 出願できます。ただし、帰国生徒特別入試の場合は、外国において2年以上継続して外国の教育制度に基づく教育機関において教育を受けていなければなりません。また、私費外国人留学生特別入試の場合は、卒業した学校が海外の学校でなければなりません。詳しくは、募集要項を参考にしてください。

5-2. 高校を卒業するのは6月ですが、4月1日から大阪大学に通うことが可能です。出願できますか。

A. 3月31日までに卒業できない場合、出願できません。

5-3. 現在、家族滞在ビザを取得して日本に滞在しています。留学ビザを取得していなくても出願できますか。

A. 出願できます。ただし、留学ビザを持っていない学生は、入学後に留学生用の奨学金応募資格が得られず、また資格外活動においても制約があります。大阪大学に入学が決まった場合は、留学ビザの取得をおすすめします。

5-4. 日本国の特別永住者は、「日本国の永住許可を得ている者」に含まれますか。

A. 含まれます。

5-5. 高等学校までの教育課程が13年ある国で、12年目までを修了しました。出願できますか。

A. 出願できます。必要書類については項番8-2-2を参照してください。

## 6. 飛び級について

### 6-1. 飛び級をした場合、提出すべき書類はありますか。

A. 飛び級をしたことがわかる証明書類を提出してください。

## 7. 二重国籍について

### 7-1. 二重国籍で、日本の国籍を持っていますが、私費外国人留学生特別入試に出願できますか。

A. 日本国籍を有することになるため、私費外国人留学生特別入試には出願できません。帰国生徒特別入試には出願できます。

### 7-2. 二重国籍ですが、現在日本国籍から離脱する申請手続きを行っています。申請手続き中であることが証明できれば、私費外国人留学生特別入試に出願できますか。

A. 出願できません。出願時に日本国籍からの離脱が完了している必要があります。

## 8. 出願書類について

### 8-1. 卒業証明書・成績証明書・在学（在籍）期間証明書に関すること（※在学（在籍）期間証明書は帰国生徒特別入試のみ該当）

#### 8-1-1. 卒業証明書の代わりに卒業証書でも受理されますか。

A. 卒業した学校で卒業証明書が発行されない場合は、卒業証書でも受理します。卒業証書を返却してほしい場合は、項番 9-1 および 9-2 を参照してください。

#### 8-1-2. 成績証明書は通知表でも良いですか。

A. 通知表では受理できません。

#### 8-1-3. 卒業証明書・成績証明書・在学（在籍）期間証明書の発行日から時間が経っています。証明書類に有効期限はありますか。

A. 有効期限はありません。

#### 8-1-4. 卒業証明書と成績証明書が分かれておらず、一枚にまとまっています。卒業証明書と成績証明書は別々に必要なのですか。

A. 原則、卒業証明書と成績証明書は別々の様式で提出してください。出身校の証明書が一枚にまとまっている場合は、出身校に相談し、別々の様式で発行してもらってください。どうしても別々の様式で提出できない場合は、出願前に入試課にメールで問い合わせてください。その際、証明書の画像データを添付してください。

入試課メールアドレス：admission@office.osaka-u.ac.jp

#### 8-1-5. 高校を卒業していますが、高校に通っていない期間があります。その期間は成績証明書が発行されないため、提出できません。

A. 高校の卒業証明書と、発行可能な全ての成績証明書を提出してください。その際、一部の期間の成績証明書が提出できない理由を書いたメモを同封してください。メモは簡易なもので構いません。

8-1-6. 私の高校では、卒業証明書が発行されません。成績証明書に卒業年月日が記載されているため、卒業証明書は提出しなくても良いですか。

A. 卒業証明書の提出は必須です。学校に相談し、作成してもらってください。

8-1-7. 私の高校では、在学（在籍）期間証明書がありません。卒業証明書や成績証明書に在学（在籍）期間が記載されているため、在学（在籍）期間証明書は提出しなくても良いですか。

A. 原則、在学（在籍）期間証明書は、卒業証明書や成績証明書とは別の様式で提出してください。在学（在籍）期間証明書がない場合は、出身校に相談し、作成してもらってください。どうしても提出できない場合は、出願前に入試課にメールで問い合わせてください。その際、証明書の画像データを添付してください。

入試課メールアドレス：admission@office.osaka-u.ac.jp

## 8-2. 高校までの教育課程が12年以上の国の出身者の必要書類に関すること

8-2-1. 高等学校までの教育課程が11年以下の国で、大学を含めて12年以上の課程を修了しました。どのような書類を提出すれば良いですか。

A. 以下の3点を提出してください。

①高校の卒業証明書

②高校在学中の全ての成績証明書

③その国における12年目の教育課程が修了していることが分かる大学の在学（在籍）期間証明書又は卒業証明書

なお、大学の成績証明書は不要です。

8-2-2. 高等学校までの教育課程が13年ある国で、12年目までを修了しました。どのような書類を提出すれば良いですか。

A. 以下の2点を提出してください。

①高校在学中の全ての成績証明書（12年目までのもの）

②高校の在学期間証明書（12年目までのもの）

## 8-3. 大学の証明書類に関すること

8-3-1. 大学に在学している場合、大学を退学した場合、又は大学を卒業した場合、証明書は必要ですか。

A. 必要ありません。ただし、高校までの学校教育課程が11年以下の国等で、12年の課程に大学を含む場合は、大学の在学（在籍）期間証明書又は卒業証明書を提出してください。（項番8-2-1参照）

## 8-4. その他

8-4-1. 一般選抜や総合型選抜・学校推薦型選抜と併願したいのですが、卒業証明書などは1通で良いですか。

A. 証明書類は入試ごとに1通ずつ必要です。

#### 8-4-2. 出願書類が大学に届いているか不安です。

A. 出願書類が大学に到着したかどうかに関する問合せについては一切応じません。Web 出願システムのマイページ STEP3「Web 出願確認」内の出願受付番号下のステータスをご自身で確認していただくか、郵便局の書留番号追跡サービスを利用して、郵便物の到着を確認してください。

#### 8-4-3. 出身学校長又は機関の長の作成した証明書とはどのようなもののことですか。

A. 学校長または機関の長の印鑑または直筆のサインか、学校または機関の公印あるいは刻印（オフィシャルシール）のいずれかがあるものことです。発行担当者のサインや、学校や機関のレターヘッド等のテンプレートのみでは書類不備になります。

#### 8-4-4. 出願書類は返却してもらえますか。

A. 受理された出願書類はいかなる理由があっても返却できません。返却してほしい場合は、原本証明を受けてください。→項番 9-1、9-2 参照

#### 8-4-5. 私の出身国では、役場等で学校の証明書類のコピーを発行できます。バーコードで管理されているため、コピーであっても原本と同じ働きをしますが、この書類は受け付けてもらえますか。

A. 受け付けられません。なぜなら、大阪大学にバーコードを読み取る機器がなく、それが原本と同じ働きをすることが証明できないからです。学校が直接発行した証明書を提出してください。

### 9. 原本証明について

#### 9-1. 証明書類が一通しかありません。どうすれば良いですか。

A. 原本証明を受けた書類を提出してください。

#### 9-2. 原本証明はどこで受けることができますか。

A. 最寄りの大使館で受けることができます。原本証明印等が日本語・英語以外の場合は、項番 10-4 を参考にしてください。

また、原本証明は大阪大学でも行っています（ただし、大阪大学への出願に使用する書類に限ります）。大阪大学に原本証明を依頼する際には、①原本証明を希望する書類 ②返信用封筒（日本国内の連絡先を書き、書留郵便分の切手を貼付したもの）の2点を大阪大学入試課に郵送してください。出願受付期間よりも前に依頼した場合は、原本と、原本証明した書類の両方を返送します。出願受付期間に依頼した場合は、原本のみ返送します。書類の返送には、大阪大学に原本証明依頼が到着してから1週間程度かかります。

#### 9-3. GCE の証明書など、高校が発行した書類以外を高校で原本証明しても良いですか。

A. 出身高校や公的機関が原本証明した書類は受理します。提出する書類が「原本と相違ない」旨を、英語または日本語にて証明を受けてください。

#### 9-4. 書類が原本であると認める基準は何ですか。

A. 下記のいずれかに該当する場合、原本であると認めます。

- ①学校長（または機関の長）の印鑑または直筆のサインがある。
- ②学校（または機関）の公印または刻印（オフィシャルシール）がある。
- ③①または②が、複製できない用紙に印影印刷されている。
- ④原本証明されている。（項番 9-5 参照）

### 9-5. 書類が原本証明されていると認める基準は何ですか。

A. 下記のいずれかに該当する場合、原本証明されていると認めます。

- ① 学校長（または機関の長）の印鑑または直筆のサインがある。
- ② 学校（または機関）の公印または刻印（オフィシャルシール）がある。

### 9-6. 書類が複数枚あります。ステープラーやのりで留めたり、製本したりしていれば、学校長印等がすべての紙に押されていないでも良いですか。

A. 学校長印等は全ての紙に必要です。一部の紙にしか学校長印等が押されていない場合、原本であると認められません。両面印刷の書類は、どちらか片方の面に学校長印等が押されていれば原本であると認めます。

## 10. 翻訳について

### 10-1. 証明書が英語以外の外国語で作成されています。どうすれば良いですか。

A. 英語以外の外国語で作成された証明書は受理できませんので、大使館や領事館で英語または日本語に翻訳してもらい、翻訳証明を受けてください。大使館や領事館で翻訳証明が受けられない場合は、次の方法を取ってください。

- ① 現在在籍している日本語学校の校長名（校長印捺印のこと）で翻訳証明する
- ② 公証人、弁護士等、公的に認められている法律関係有資格者または翻訳関係公的資格者（いずれも公印捺印のこと）により翻訳証明する。この場合は、翻訳証明を行った者の公的資格を確認する書類を一緒に提出してください。

出願書類提出時には、①または②の書類に加え、翻訳元となった証明書の原本を提出してください。

### 10-2. 書類が翻訳証明されていると認める基準は何ですか。

A. 下記のいずれかに該当する場合、翻訳証明されていると認めます。

- ① 学校長（または機関の長）の印鑑または直筆のサインがある。
- ② 学校（または機関）の公印または刻印（オフィシャルシール）がある。

（注）項番 10-1 の②に該当する場合、翻訳証明を行った者の公的資格を確認する書類を一緒に提出してください。

### 10-3. 翻訳後の書類が複数枚あります。ステープラーやのりで留めたり、製本したりしていれば、学校長印等がすべての紙に押されていないでも良いですか。

A. 学校長印等は全ての紙に必要です。一部の紙にしか学校長印等が押されていない場合、翻訳証明されていると認められません。両面印刷の書類は、どちらか片方の面に学校長印等が押されていれば翻訳証明されていると認めます。

### 10-4. 日本語・英語以外の文書を翻訳し、原本と相違ないことを示す印鑑の中の文字が日本語・英語以外である場合、それもまた翻訳が必要ですか。

A. 必要です。印鑑のそばに、翻訳者が直筆で翻訳文（日本語または英語）を書き、さらにその横に、アルファベットで翻訳者の署名を入れてください。

## 11. 入試や授業の言語について

### 11-1. 英語の入試や授業はありますか。

A. 私費外国人留学生特別入試、帰国生徒特別入試ともに、入学試験や授業は基本的には日本語で行われます。ただし、「学部英語コース特別入試」、「国際科学特別入試」では、入学試験や授業を英語で受けることができます（国際科学特別入試においては、学部後半は日本語による授業です）。詳細は、以下の URL を参照してください。

学部英語コース特別入試（人間科学コース）：<https://iudp.hus.osaka-u.ac.jp>

国際科学特別入試：<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/en/iups/>